

第1編 総則

第1章 目的

第1節 本計画の目的及び構成

1. 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づく「潮来市地域防災計画」として、潮来市防災会議が策定する計画であり、潮来市の地域における災害等の防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

この計画では、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、潮来市内の災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策に関し、必要な体制を確立するとともに、茨城県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等（以下「防災関係機関」という。）を含めた総合的かつ計画的な防災対策を整備推進し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、被害を軽減して、郷土の保全と市民福祉の確保を期することを目的とする。

2. 潮来市地域防災計画の位置づけ

地域防災計画は、上位計画に当たる茨城県地域防災計画と整合を図る他、潮来市総合計画や潮来市都市計画マスタープラン等の市の上位計画と整合を図りながら策定するものである。

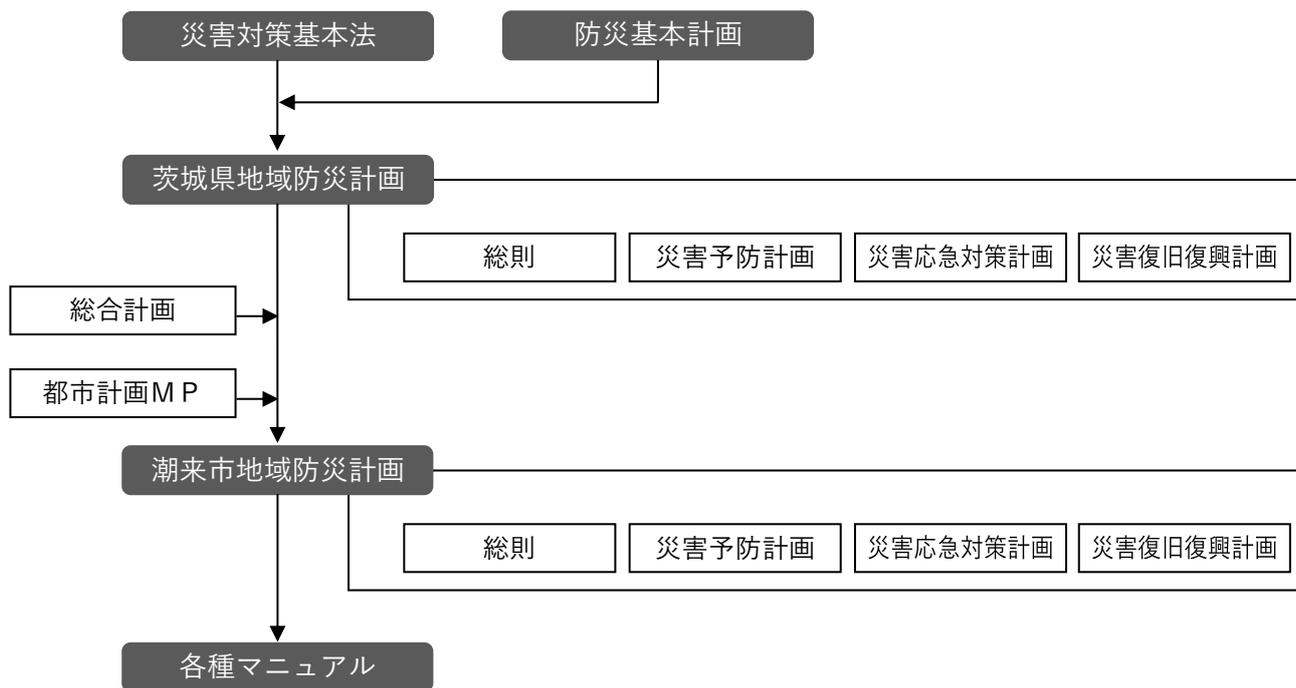
一般の計画改定にあたっては、災害対策基本法の改正(令和5年度)、防災基本計画の修正(令和6年度)を踏まえるとともに、令和6年3月に改定された茨城県地域防災計画に則し、東日本大震災、平成27年9月関東・東北豪雨等における災害対応の経験を踏まえ、実効性のある計画とすることを目的とする。なお、本市では、原子力災害、津波等の可能性は低いですが、防災知識の啓発等も考慮し、茨城県地域防災計画等をもとに必要な事項について示す。また、潮来市国土強靱化計画（令和2年策定）に基づく関連施策の推進に努めるものとする。

なお、計画書の構成については、市民に分かりやすい計画とするために、「総則」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧復興計画」という災害の各段階(時系列)に応じた構成とする。

さらに、地域防災計画は、「防災のために処理すべき業務等を具体的に定める」計画ではあるが、被災時の対応等については実効性をより高めるため、今回の地域防災計画の改定に合わせ、随時マニュアルの更新を行う。

なお、本市の総合防災力の向上を図るため、今後、関係課で策定する計画や施策においても本計画内容を反映して検討・実施することが重要である。

図一 潮来市地域防災計画の位置づけと構成



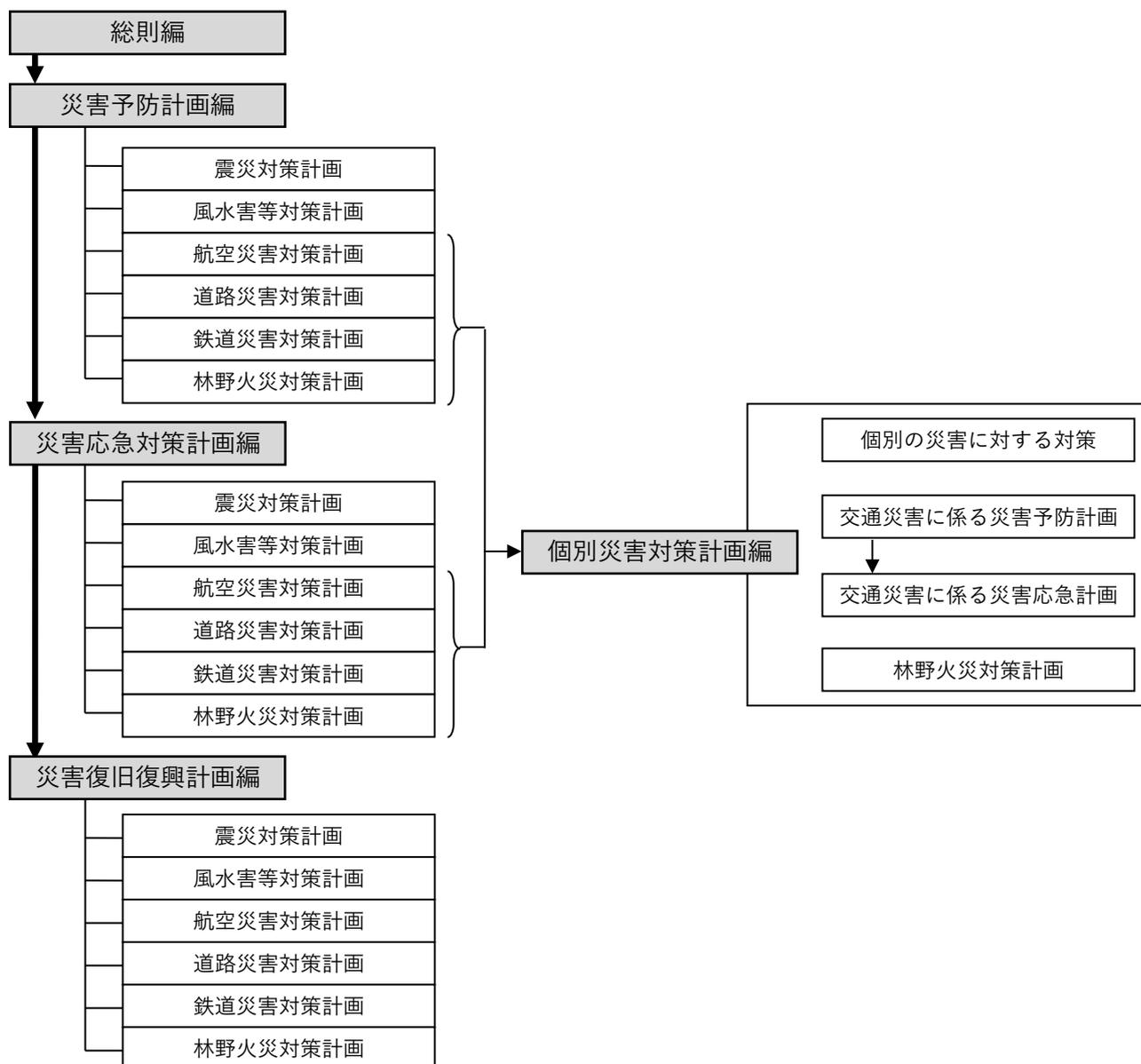
3. 潮来市地域防災計画の構成

本計画は、「総則編」、「災害予防計画編」、「災害応急対策計画編」、「災害復旧復興計画編」、「個別災害対策計画編」により構成する。

また、「震災」、「風水害」といった災害事象別に計画書を構成するのではなく、「日頃の備え～発災～応急対応～復旧活動」という災害に対する一連の流れに基づき計画書を構成する。

表一 本計画における各編の記載事項

災害予防計画編	災害による被害の抑制(減災)を目指し、日頃から備えるべき防災計画を定める。
災害応急対策計画編	災害の発生に伴う、被害軽減対策、応急対策、情報の収集・伝達、避難誘導、応急措置等について、震災、風水害を基本としながら、交通災害(航空、道路、鉄道)、林野火災等に対する対応策を定める。
災害復旧復興計画編	災害からの復旧復興に向けて講じるべき計画を定める。
個別災害対策計画編	交通災害(航空、道路、鉄道)、林野火災について、それぞれの特性に応じて特に考慮すべき事項について定める。



4. 基本方針

市は、防災に関し、防災関係機関を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及び推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

- (1) 災害に強いコミュニティの形成
- (2) 災害対策本部の機能の強化
- (3) 職員全体の対応能力の強化
- (4) 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

第2節 計画書の見方

本計画書は、前項に示した構成に基づき5編で構成するが、各編について、さらに「章」、「節」を設定している。

1. 「章」の表記

「第2編災害予防計画」、「第3編災害応急対策計画」、「第4編災害復旧計画」「第5編個別災害対策計画」については、章ごとに「目的」と「担当部署」を示している。

第〇章 ○○○○	
目 的	この章で示す事項について概略的にポイントを示す。
担当部署	この章に示す事項について、主に対応(各課での対応手順の検討等)すべき担当課を示す。なお、発災時の人員要請等の対応については、災害対策本部設置後の防災体制、災害状況等を考慮し災害他部署との連携を図ることとする。

2. 「節」の表記

節については、個別具体的内容を示すとともに、節の冒頭で、その節に記載する内容が関連する「災害」を示している。

第〇節 ○○○○	震災	風水害	航空	鉄道	道路	林野
----------	----	-----	----	----	----	----

この節では、震災と風水害に関連する対応が示されていることを示す。

第2章 地勢概要

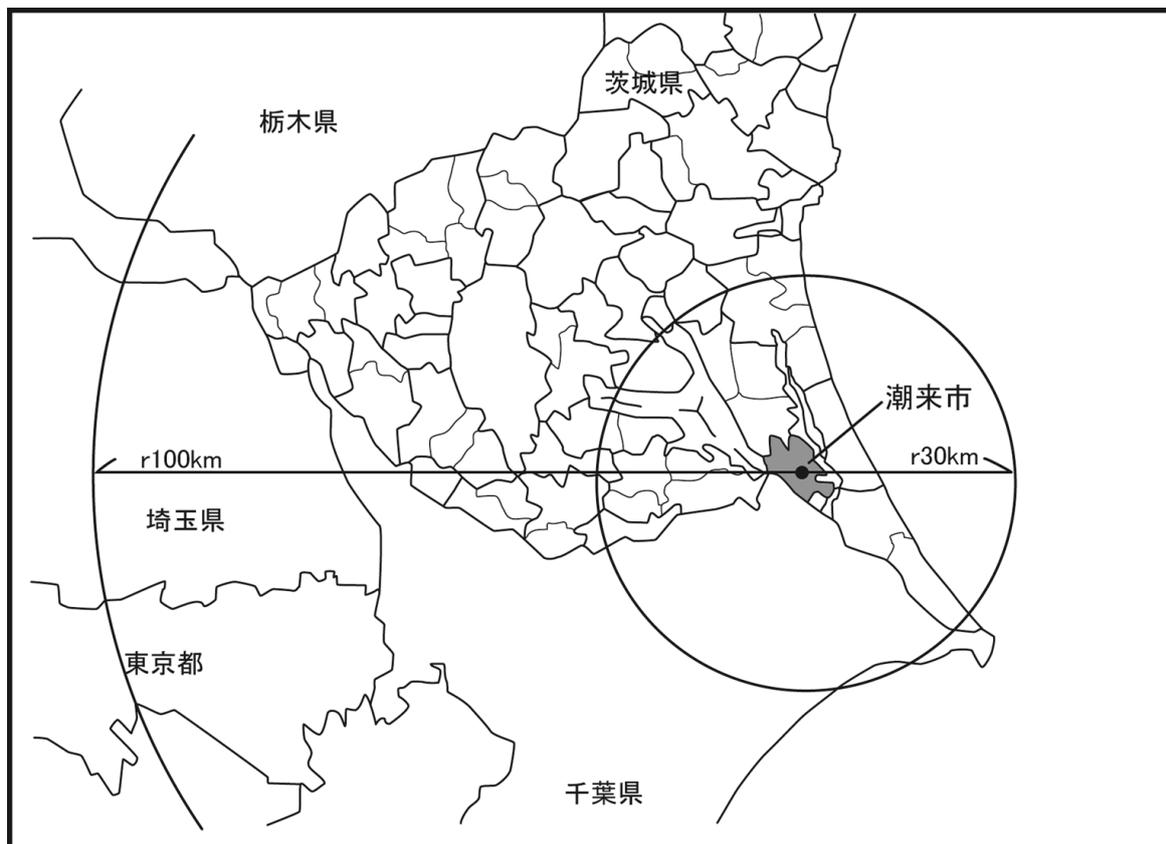
第1節 地勢

1. 位置と地勢

本市は茨城県東南部に位置し、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に面している。位置は、おおむね東経 $140^{\circ} 30'$ から $140^{\circ} 36'$ で、北緯 $35^{\circ} 54'$ から $35^{\circ} 59'$ にある。市域面積は、 71.41k m^2 、東西が約 12km 、南北が 13km で、北部には海拔約 30m から 40m の行方台地が南北に続いている。東部は北浦に面し、西部は霞ヶ浦と北利根川、南部は外浪逆浦というように、水辺に囲まれた自然豊かな環境となっている。

本市は、東関東自動車道水戸線の潮来インターや国道 51 号、国道 355 号、県道水戸神栖線等の交通の結節点であり、都心から茨城県への玄関口の役割を担うとともに、鹿島臨海工業地帯に隣接する地域として、各種の都市機能を補完する役割が求められている。

図－位置図



2. 地形・地質

本市の北西部は行方台地となり、傾斜地は山林、平坦部は畑地に利用されている。

南東部は北浦、鰐川及び常陸利根川沿いに開けた平坦な水田地帯となっていて、南北に長い末広状の地形をなしている。

地質は、台地が洪積世の火山灰層に対し、水田地帯はシルト及び粘土からなる沖積層堆積物と関東平野特有の関東ローム層となっている。

3. 気 候

本市の気候は、黒潮の流れる太平洋の影響を受け、年間の一日の平均気温は 14℃前後であり、茨城県内でも温暖な冬でも雪の降ることが珍しい海洋性の気候である。

降水量についてみると、一日あたりの最大降水量の増加が見られている。令和元年以降は、地球温暖化の影響等により、一日あたりの最大降水量が 100mm を超えるようになっており、短時間豪雨の増加、線状降水帯の発生などへの懸念が増加している。

表－気象統計

年		降水量(mm)			気温(℃)			風向・風速(m/s)		
		合計	最大		日平均	最高	最低	平均風速	最大風速	
			日	1時間					風速	風向
平成元年	1989	1,998.0	198.0	37.0	14.9	32.1	-2	1.4	10	北北西
平成2年	1990	1,336.0	73.0	17.0	15.7	35.7	-4.2	2	12	西
平成3年	1991	2,169.0	181.0	46.0	14.9	34	-3.3	2	13	西
平成4年	1992	1,512.0	83.0	20.0	14.3	35.1	-2.4	2	11	北
平成5年	1993	1,577.0	121.0	25.0	13.8	31.9	-2.9	2.1	11	西
平成6年	1994	1,311.0	94.0	29.0	15.2	35.9	-3.8	2.1	13	西
平成7年	1995	1,367.0	189.0	24.0	14.4	35.5	-3.8	2	13	北
平成8年	1996	1,418.0	268.0	33.0	13.7	35.6	-5.7	1.9	16	北
平成9年	1997	1,084.0	62.0	16.0	14	35.7	-3.3	2	11	西
平成10年	1998	1,628.0	61.0	28.0	14.9	34.1	-4.2	1.9	11	南
平成11年	1999	1,487.0	304.0	87.0	15.4	33.9	-3.2	1.9	9	西
平成12年	2000	1,247.0	72.0	27.0	15	36.4	-4.5	1.8	10	西
平成13年	2001	1,634.0	281.0	69.0	14.7	36	-5.4	1.8	10	北
平成14年	2002	1,287.0	68.0	28.0	14.8	34.9	-2.6	1.8	15	南南東
平成15年	2003	1,676.0	108.0	41.0	14.1	33.6	-5	1.8	10	西
平成16年	2004	1,763.0	233.0	55.0	15.1	36.5	-3.7	2	10	南
平成17年	2005	1,401.0	124.0	40.0	14.2	33.4	-3.8	1.9	9	西
平成18年	2006	2,133.0	253.0	55.0	14.9	33.6	-4.6	2	11	北北東
平成19年	2007	1,373.0	115.0	37.0	15.1	36.1	-1.8	2.1	11	南南東
平成20年	2008	1,422.0	102.5	63.0	14.4	34	-4.2	2.2	11	東北東
平成21年	2009	1,753.5	94.0	29.5	14.9	32.7	-3.3	2.1	10.3	北
平成22年	2010	1,905.0	155.5	56.5	15.3	35.4	-3.8	2.6	12.8	西南西
平成23年	2011	1,520.5	116.5	31.0	15	35.3	-5.4	2.5	14.5	西
平成24年	2012	1,705.5	92.0	72.5	14.6	34.6	-5.7	2.5	13.8	南
平成25年	2013	1,597.0	260.0	62.5	15.1	36.1	-5.8	2.5	13.9	北北西
平成26年	2014	1,846.0	145.5	57.5	15	35.1	-4.9	2.4	12.4	東南東
平成27年	2015	1,597.0	91.5	41.5	15.5	36	-3.2	2.5	10.9	南南東
平成28年	2016	1,549.5	94.0	38.5	15.7	35.4	-3.1	2.4	13.6	南東
平成29年	2017	1,430.0	149.5	44.5	15.1	35	-4.3	2.4	12.7	南
平成30年	2018	1,447.0	65.5	28.0	16.3	35.6	-4.5	2.4	13.8	南
令和元年	2019	1,931.0	158.0	50.0	16.0	35.7	-3.2	2.4	19.2	南東
令和2年	2020	1,527.0	127.0	38.5	16.2	35.9	-2.7	2.4	13.2	北北東
令和3年	2021	1,833.0	142.0	30.0	15.7	34.2	-5.1	2.3	12.2	南
令和4年	2022	1,388.5	101.5	54.0	15.4	37.2	-4.9	2.3	10.0	南東
令和5年	2023	1,483.5	272.0	67.0	16.7	36.6	-4.2	2.1	9.8	北

資料)気象庁ホームページ 鹿嶋アメダス 毎年の値

表－最大日降水量等の5年間平均値の推移

	最大日降水量	最大1時間降水量
昭和51年～	103	26.8
昭和56年～	107	25.2
昭和61年～	113	28.6
平成3年～	119	29.2
平成8年～	151	26.2
平成13年～	156	45.4
平成18年～	157	43.8
平成23年～	116	43.4
平成28年～	136	54.5
令和3年度～	128	38.2

第2節 社会条件

1. 人口

本市の人口は、次表のとおりである。

表－人口・世帯数

人口(人)			世帯数 (世帯)
総数	男	女	
26,488	13,198	13,290	11,593

資料) 住民基本台帳 令和6年3月1日現在

2. 土地利用

本市の面積及び耕地・宅地・山林・原野面積は、次表の通りである。

表－土地利用面積

総面積 (km ²)	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
71.400	19.418	5.946	7.228	42	8.423	1.196	4.123	25.024
100.00%	27.20%	8.33%	10.12%	0.06%	11.80%	1.68%	5.77%	35.04%

資料) 平成30年 概要調書(固定資産)

3. 用途地域

用途地域の指定現況は、次表のとおりである。

表－用途地域

区分	面積(ha)	区分	面積(ha)	区分	面積(ha)
行政区域	7,141	第一種低層住居専用地域	178	準住居地域	52
都市計画区域	7,141	第二種低層住居専用地域	53	近隣商業地域	30
用途区域	748	第一種中高層住居専用地域	32	商業地域	39
		第二種中高層住居専用地域	60	準工業地域	37
		第一種住居地域	174	工業専用地域	47
		第二種住居地域	47		

資料) 都市建設課

第3章 風水害想定

第1節 風水害の発生状況

本市における過去の代表的風水害の気象条件及び被害状況は以下のとおりである。

本市は霞ヶ浦に面し、その流域面積は茨城県の35%にあたり、豊かな水の恵みがある反面、水害も多く経験している。

霞ヶ浦は、流域面積 2,156.7 k m²、北浦を含め湖面積 220 k m²、湖岸線 250km、平均水深 4 m、最大水深 7 m、平均水位 Y.P+1.3m 時、湖容量約 9 億m³、琵琶湖に次ぐ我国第 2 の広さの湖で常陸利根川を経て利根川に合流する一級河川である。

最近の風水害の発生状況について下表にまとめた。

また、近年、各地で竜巻による被害も見られるが、竜巻は、発生のタイミングが突発的であり、被害が局地的であることから、竜巻の特性や身を守る方法についての周知も必要である。

表－平成以降の風水害被害

洪水年月日	降雨原因	洪水被害
平成 3 年 9 月	台風 18 号	漏水 1 箇所
平成 3 年 10 月	台風 21 号	洗掘 2 箇所、法崩れ 21 箇所、越水 1 箇所、漏水 1 箇所、内水(前川)、床上浸水 1 棟、床下浸水 21 棟
平成 11 年	大雨	
平成 16 年 10 月	台風 22 号	護岸洗掘 2 箇所、法崩れ 9 箇所、内水(前川)床上浸水 1 棟、床下浸水 20 棟
平成 19 年 9 月	台風 9 号	護岸被災(大山地区) 3 箇所
平成 19 年 10 月	台風 20 号	護岸被災(横利根川) 1 箇所
平成 14 年 10 月	台風 21 号	送電線塔倒壊
平成 25 年 10 月	台風 26 号	国道法面崩落、津知小の法崩れ、床上浸水、床下浸水等
令和元年 9 月	台風 15 号	半壊 43 棟、一部損壊 673 棟、土砂崩れ 3 箇所、道路通行止め 2 カ所、停電 6,600 世帯、倒木多数等

令和元年 10 月	台風 19 号	市内全域に避難準備・高齢者等避難開始（レベル 3）を発令（土砂災害対応） 利根川本流の増水により，避難準備・高齢者等避難開始（レベル 3）発令（十四番・永山向津） 香取市より広域避難あり（牛堀中・潮来二中：476 名）
令和元年 10 月	台風 21 号	法崩れ 3 箇所，前川・稲井川・夜越川で溢水
令和 5 年 6 月	台風 2 号	前川の水位が上昇し，前川沿線全域に高齢者等避難（レベル 3）その後避難指示（レベル 4）を発令（洪水対応）
令和 5 年 9 月	台風 13 号 線状降水帯	避難所開設（大雨,土砂災害対応）法面崩れ 8 箇所，道路冠水・越水 1 3 箇所，床下浸水等

第2節 風水害の想定

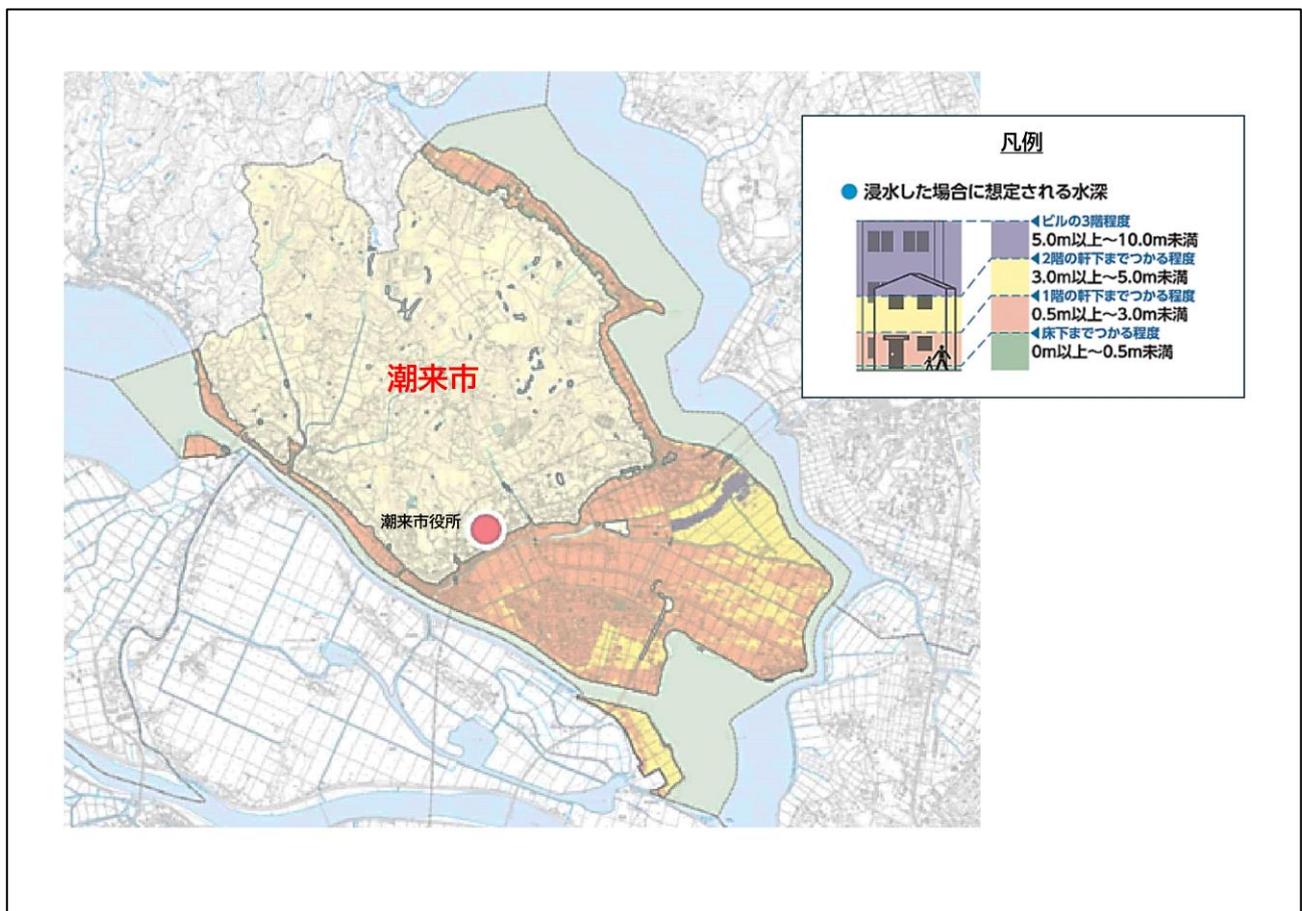
1. 浸水想定

次図は、霞ヶ浦流域で想定される想定最大規模の降雨により、本市を取り囲む霞ヶ浦や北浦などの湖沼や河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションにより予測したものである。

西浦や北浦、外浪逆浦などの湖岸堤沿いや、北利根川や鰐川の堤防沿いの低平地、国道51号線から南東方向の市街地などの浸水が予想されている。

また、延方や日の出などの住宅地においては浸水深が0.5～3.0mとなる地域があると同時に、氾濫が発生すると水が引くまでに長期間を要することから、洪水予報等の発令の基準となる出島、白浜水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えるような場合は、住民の早期避難や浸水災害予防対策に留意する。

図－浸水想定区域(利根川水系霞ヶ浦浸水想定区域図)



令和4年9月

2. 出 水

台風などによる浸水・床下浸水被害は、市街地内での排水施設の未整備によるものと、湖岸や河川に隣接した滞水しやすい地形に立地した家屋に見られる。したがって市街地における排水施設整備の推進に努めるとともに水害を受けやすい宅地地盤の周知、浸水等に対応した家づくりやまちづくりへの啓発並びに指導に努める。

3. 崩 壊

本市の西部丘陵には、土砂採取区域が広範に分布しており、条例によって規制され特に崩壊などの発生はない。

従来は安定している斜面とみなされているものでも、多雨期における地震など悪条件が重なって崩壊する場合もあり、また、近年の局地的集中豪雨の多発傾向に配慮し、災害を未然に防止し、かつ災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、危険予想箇所の付近家屋に及ぼす影響等を調査し、防災パトロールの実施に努める。

第4章 想定地震と被害想定

第1節 地震の発生状況

地震については、過去における茨城県の地震分布は次図のとおりであり、潮来市近傍では過去にマグニチュード7の直下型地震が発生している。

表－地震記録一覧表

発震年月日 西暦 (日本暦)	震央の位置 北緯:N 東経:E	マグニチュード	被害摘要
1923. 9. 1 関東大震災 (大 12. 9. 1)	N 35° 01' E139° 50'	7.9	関東大震災で全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128 津波による流出 868 死者 99,331 負傷 103,733 行方不明 43,476。茨城県の被害は死者 5 名、負傷 40 名、全壊棟数 517、半倒壊数 630。
1930. 6. 1 (昭 5. 6. 1)	N 36° 34' E140° 37'	6.5	那珂川下流域の地震。水戸でレンガ塀倒れ、久慈で崖崩れ 1、倉庫傾斜 1、煙突倒壊 1、鉾田で石垣崩れ、石岡では土蔵に亀裂、真壁・土浦で壁の剥落、神社の燈籠の頭が落ちた。
1931. 9.21 (昭 6. 9.21)	N 36° 09' E139° 14'	6.9	埼玉県中部の地震。笠原・深谷・鴻巣・吹上付近の被害大、土砂噴出多し。茨城県の被害は負傷 1、非住家全壊 2、半壊 1、煙突倒壊 1。
1938. 5.23 (昭 13. 5.23)	N36° 39' E141° 35'	7.0	小名浜・福島・郡山・白河・若松に被害あり、福島県で被害のあった家屋 250 煙突の倒折 7、橋梁堤防の被害 6、水道管破損 2、茨城県では煙突 5 本折損し、磯原で土蔵の倒壊 1、小名浜に地震後 22 分で小津波。
1938. 9.22 (昭 13. 9.22)	N 36° 24' E141° 01'	6.5	鹿島灘の地震。水戸は震度 5 となり少し被害。
1938.11. 5 (昭 13.11. 5)	N 37° 20' E141° 11'	7.5	福島県で死者 1、住家全壊 4 を含む被害、茨城・宮城でも少し被害、茨城の田中・祝では津波を観測。
1987.12.17 (昭 62.12.17) 千葉県東方沖地震	N 35° 22' E140° 30'	6.7	神栖町・東村で負傷者各 1 名、水戸市・取手市・桜川村で石塀・ブロック塀倒壊、東村・新利根村・桜川村。河内村等で家屋の一部破損 1,055 棟、取手市・牛久市・鹿島町・東村で水道管破損。
2011.3.11 (平 23.3.11) 東北地方太平洋沖地震	N36° 06' E142° 51'	9.0	<p>■地震規模 8 市で震度 6 強、21 市町村で震度 6 弱を観測。 同日 15:15 に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し、鉾田市で 6 強、神栖市で 6 弱を観測。</p> <p>■人的被害 死者:66 名 行方不明者:1 名 重症:34 名 軽症:680 名</p> <p>■住家被害 全壊:2,638 棟 半壊:25,056 棟 一部損壊:190,491 棟 床上浸水:33 棟 床下浸水:610 棟 (令和 4 年 5 月 1 日現在)</p>
			<p>潮来市 震度：6 強 死者：1 名（その他関連死 1 名あり） 負傷者：6 名 全壊：96 棟 半壊：2,753 棟 一部損壊：2,811 棟 避難者数：(最大 1,753 人)</p> <p>税務課 罹災関係集計表より (H28.5 月末) (H29.10 月時点で変更なし)</p>

震源要素は気象庁資料による。資料) 茨城県地域防災計画

表－茨城県の主な地震と被害状況

発生日	震源地	マグニチュード	県内最大震度	茨城県の被害状況
昭和 47.2.29(1972)	八丈島東方沖	7.0	4	常磐線の鉄橋橋げたに亀裂
昭和 49.8.4(1974)	茨城県南部	5.8	4	死者 1、負傷者 1 瓦の落下十数件／震央付近
昭和 53.6.12(1978)	宮城県沖	7.4	4	墓石落下など
昭和 57.7.23(1982)	茨城県沖	7.0	4	住家屋根・壁の一部破損 窓ガラス破損
昭和 58.2.27(1983)	茨城県南部	6.0	4	ガス管破損 9、水道管破損 7 壁の亀裂・剥落等
昭和 62.12.17(1987)	千葉県東方沖	6.7	4	負傷者 4、住家一部破損 1,259
平成 2.5.3(1990)	茨城県北部	5.4	4	負傷者 2、文教施設被害、鉄道不通
平成 5.5.21(1993)	茨城県南部	5.4	3	住家被害 57、鉄道不通
平成 7.1.7(1995)	茨城県南部	5.4	4	断水 250、窓ガラス破損 2、鉄道不通
平成 12.7.21(2000)	茨城県沖	6.4	5 弱	断水 26、瓦の落下及び破損 各 1
平成 14.2.12(2002)	茨城県沖	5.7	5 弱	負傷者 1、文教施設被害 12
平成 14.6.14(2002)	茨城県南部	5.1	4	負傷者 1、ブロック塀破損 4 建物被害 8、塀倒壊 5
平成 17.2.16(2005)	茨城県南部	5.3	5 弱	負傷者 7、ブロック塀東海 1
平成 20.5.8(2008)	茨城県沖	7.0	5 弱	負傷者 1、住家一部破損 7 工場でガス漏れ
平成 23.3.11(2011)	三陸沖 他 <small>(東北地方太平洋沖地震) ※東日本大震災</small>	9.0	6 強	死者 66、行方不明 1、負傷者 714 住家全壊 2,634、住家半壊 24,995 住家一部損壊 191,490 住家床上浸水 75、住家床下浸水 624
平成 23.4.11(2011)	福島県浜通り	7.0	6 弱	負傷者 4
平成 23.4.16(2011)	茨城県南部	5.9	5 強	負傷者 2
平成 23.7.31(2011)	福島県沖	6.5	5 弱	負傷者 5
平成 24.12.7(2012)	三陸沖	7.3	5 弱	負傷者 2 非住家被害 3
平成 28.11.22(2016)	福島県沖	7.4	5 弱	住家一部破損 2
平成 28.12.28(2016)	茨城県北部	6.3	6 弱	負傷者 2 住家半壊 1、住家一部破損 25
平成 29.8.2(2017)	茨城県北部	5.5	4	負傷者 2
令和 3.2.13(2021)	福島県沖	7.3	5 強	負傷者 3

潮来市建築物耐震改修促進計画（令和 5 年 3 月改定）

第2節 想定地震

1. 茨城県地震被害想定

茨城県では、平成28年度から30年度にかけて、最新の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況などを反映した、本県における首都直下地震等のきめ細かな被害想定について、国の被害想定と整合を図りながら実施するとともに、東日本大震災後に本県において検討した津波浸水想定に基づく被害を想定することにより、本県の地震被害想定の見直しを約20年ぶりに実施した。

茨城県地域防災計画では、本県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、県内の各地域の地震被害の分布状況を勘案して本県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震として、下表にある7つの地震が設定されている。

なお、想定地震の震源位置、規模等はあくまでも想定であって、想定どおりの地震が発生するとは限らない。想定した地震以外にも、甚大な被害となる地震が県内またはその周辺で発生する可能性があるという認識をもつことが重要である。

表－想定地震概要

No	地震名	地震規模	想定の観点	地震動評価法	参考モデル
1	茨城県南部の地震 (茨城県南部)	Mw7.3	首都直下の M7 クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	詳細法	内閣府 (2013)
2	茨城・埼玉県境の地震 (茨城・埼玉県境)	Mw7.3			内閣府 (2013)
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震 (F1断層)	Mw7.1	県北部の活断層による地震の被害		原子力規制委員会審査会合資料) など
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震 (棚倉破砕帯)	Mw7.0			
5	太平洋プレート内の地震(北部) (太平洋プレート(北部))	Mw7.5	プレート内で発生する地震の被害		
6	太平洋プレート内の地震(南部) (太平洋プレート(南部))	Mw7.5			
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震 (茨城県沖～房総半島沖)	Mw8.4	津波による被害	簡便法	茨城県 (2012)

資料) 茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)

2. 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

茨城県地域防災計画(地震災害対策計画編)においては、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、次のような指定を行っており、本市は、「首都直下地震緊急対策区域」及び「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

【南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する想定】**(1) 南海トラフ地震****1) 南海トラフ地震対策推進地域**

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づき、次の市町村が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。なお、「事前避難対象地域」については、30cm以上の津波浸水が地震発生から30分以内に生じる地域がないため、当該地域は設定しない。

水戸市、日立市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、銚田市、東茨城郡大洗町、那珂郡東海村（6市1町1村）

2) 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

(2) 首都直下地震**1) 首都直下地震緊急対策区域**

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、次の市町村が「首都直下地震緊急対策区域」に指定されている。

水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、**潮来市**、守谷市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、銚田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、那珂郡東海村、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞町、同郡境町、北相馬郡利根町（29市8町2村）

2) 地方緊急対策実施計画

首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、地方緊急対策実施計画を兼ねるものとする。なお、地方緊急対策実施計画の目標及び期間については、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編のほか、茨城県国土強靱化計画に記載のとおりとする。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震

1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項茨城県で項の規定に基づき、次の市町村が「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域」に指定されている。

水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，同郡大洗町，同郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，同郡阿見町，同郡河内町，結城郡八千代町，北相馬郡利根町（30市8町2村）

2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編に含まれるため、本地域防災計画地震災害対策計画編及び同津波災害対策計画編は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

資料) 茨城県地域防災計画（地震災害対策計画編）

3. 地盤の液状化

液状化は、ゆるく堆積した地下水の多い砂質土に見られる現象で、軟弱地盤が地震のゆれにより、通常の建物を支持する力が極端に低下し建物の崩壊などの被害を招く。

本市においては、東日本大震災により日の出地区において大規模な液状化被害を受けていることから、地盤改良や建物、インフラ等の耐震補強など被害軽減対策を推進する必要がある。

4. 建物・人的被害

本市の人口集積地は、湖岸や谷底平野に集中しており、丘陵上の立地に比較して地盤振動をより増幅して建物被害や地盤の液状化をより強く招く傾向がある。建物被害は、新耐震工法によるものは震度5強に耐えうるとされるが、耐震対策が図られていない旧工法によるものや、老朽化した建物、さらに、軟弱地盤で近年開発された宅地、建物や今後開発されるものについては、耐震性能について広報による啓発や指導を推進し、震災の軽減に努める。

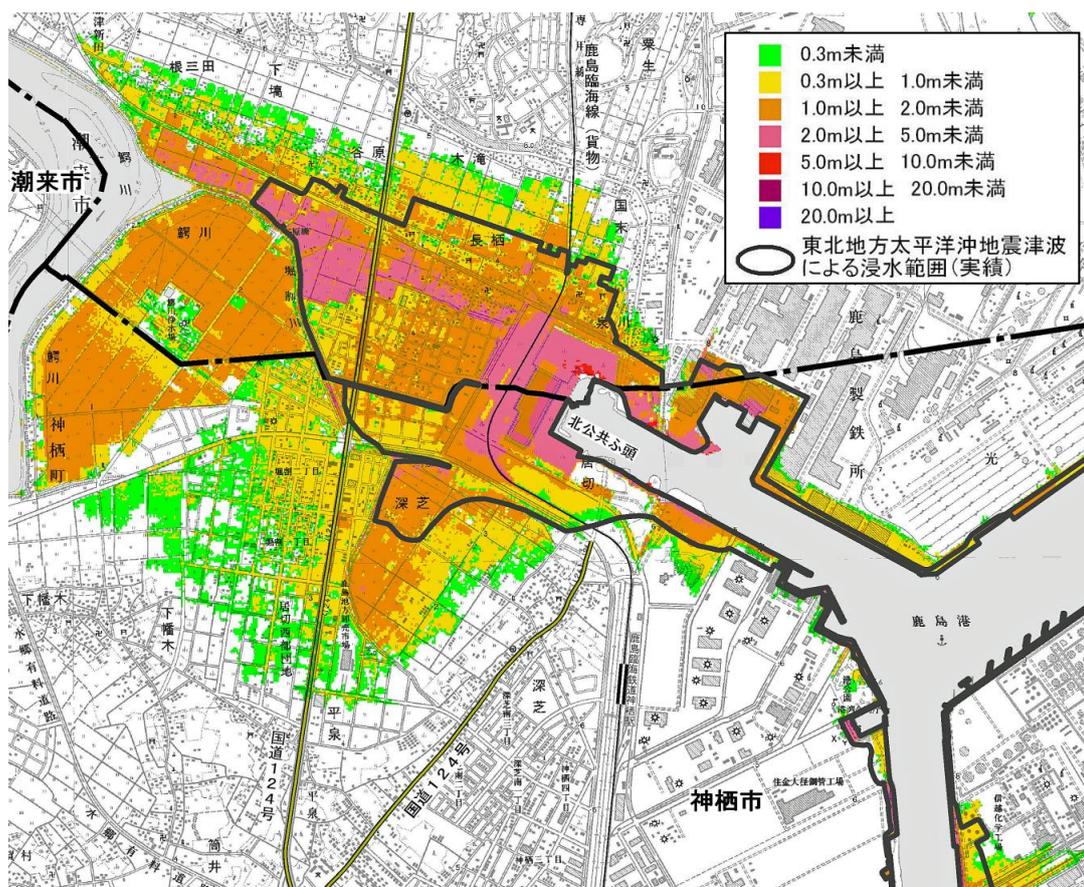
地盤振動による建物の崩壊被害とともに火災発生による被害がある。旧来からの集落は、それらやや軟弱な地盤の中でも、丘陵裾野や河川湖岸の自然堤防上のより良い地盤に立地しており、自然に対する伝統の知恵がいかされているといえる。その反面、旧来からの建物が密集し防火耐火性能が低いことと、居住者に単身高齢者や高齢者のみの世帯が占める割合が高いなど震災に弱い側面も指摘できる。

5. 津波想定

平成24年8月に示された茨城沿岸津波対策検討委員会による茨城県沖や房総沖を震源地とした「津波浸水想定」の検討結果では、本市については、津波による浸水は想定されていない。なお、茨城県地域防災計画（津波災害対策計画編）では、以下のような基本方針が示されており、本市においても、市民に対する津波に関する知識の普及啓発に努めることが必要である。

1. 東日本大震災の教訓、茨城県津波浸水想定及び茨城県地震被害想定を踏まえ、最大クラスの津波を想定した防災対策の確立を図る。
2. 津波による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
3. 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
4. 県、市町村及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る。とにかく津波から逃げる。」との観点から、県民、事業者の役割も明示した計画とする。

図－茨城県津波浸水想定図



資料) 茨城沿岸津波対策検討委員会による「津波浸水想定」の検討結果平成24年8月24日 茨城県

第5章 防災上重要な機関の処理すべき事務または業務の大綱

第1節 潮来市

■潮来市

1. 潮来市防災会議及び潮来市災害対策本部に関すること。
2. 防災に関する施設，組織の整備と訓練に関すること。
3. 災害による被害の調査，報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
4. 災害の防除と拡大の防止に関すること。
5. 救出救助，防疫等罹災者の救助，保護に関すること。
6. 災害復旧資材の確保に関すること。
7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
8. 被災市営施設の応急対策に関すること。
9. 災害時における文教対策に関すること。
10. 災害対策要員の動員，ボランティアに関すること。
11. 災害時における交通，輸送の確保に関すること。
12. 被災施設の復旧に関すること。
13. 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。

■潮来市福祉事務所

1. 災害救助法の適用に関すること。
2. 生活救援物資の供給に関すること。

■潮来市社会福祉協議会

1. 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
2. 生活福祉資金の貸付に関すること。

第2節 茨城県

■茨城県

1. 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務に関すること。
2. 防災に関する施設，組織の整備と訓練に関すること。
3. 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報に関すること。
4. 災害の防御と拡大の防止に関すること。
5. 救助，防疫等罹災者の救助・保護に関すること。
6. 災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること。
7. 被災産業に対する融資等の対策に関すること。
8. 被災県営施設の応急対策に関すること。
9. 災害時における文教対策に関すること。

10. 災害時における社会秩序の維持に関すること。
11. 災害対策要員の動員，雇上に関すること。
12. 災害時における交通，輸送の確保に関すること。
13. 被災施設の復旧に関すること。
14. 市町村が処理する事務事業の指導，指示，あっせん等に関すること。
15. 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力に関すること。

■鹿行県民センター

1. 市の区域における災害予防，災害応急対策及び災害復旧の連絡調整に関すること。

■潮来保健所

1. 医療救護及び助産活動に関すること。
2. 医療施設の保全に関すること。
3. 防疫その他保健衛生に関すること。
4. 毒物，劇物に関すること。

■潮来土木事務所

1. 県の所管する河川，道路及び橋梁の保全に関すること。
2. 水防活動の指導に関すること。

■茨城県警察本部（行方警察署）

1. 公安の維持，警備及び情報に関すること。
2. 被災者の救出及び避難に関すること。
3. 警察通信及び交通規制等に関すること。
4. 死体（行方不明者を含む）の捜索及び検視に関すること。

第3節 指定地方行政機関

■警察庁 関東管区警察局

1. 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること。
2. 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。
3. 管区内防災関係機関との連携に関すること。
4. 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。
5. 警察通信の確保及び統制に関すること。
6. 津波，火山警報等の伝達に関すること。

■総務省 関東総合通信局

1. 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること。
2. 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関すること。
3. 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出しに関すること。

4. 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。
5. 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること。

■財務省 関東財務局

1. 災害復旧事業費の査定立合に関すること。
2. 災害つなぎ資金の融資(短期)に関すること。
3. 災害復旧事業の融資(長期)に関すること。
4. 国有財産の無償貸付業務に関すること。
5. 金融上の措置に関すること。

■関東信越厚生局

1. 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。
2. 関係機関との連絡調整に関すること。

■茨城労働局

1. 工場、事業場における震災後の労働災害防止に関すること。
2. 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。
3. 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。
4. 労災保険給付に関すること。
5. 職業のあっせんや雇用保険の失業給付等の雇用対策に関すること。

■関東農政局

1. ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施または指導に関すること。
2. 防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関すること。
3. 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。
4. 災害時における災害救助用米穀の供給に関すること。
5. 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。
6. 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。
7. 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関すること。
8. 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関すること。

■関東森林管理局

1. 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。
2. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

■関東経済産業局

1. 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。

2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。
3. 被災中小企業の振興に関する事。

■関東東北産業保安監督部

1. 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全に関する事。
2. 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策に関する事。

■国土交通省 関東地方整備局

1. 防災上必要な教育及び訓練に関する事。
2. 公共施設等の整備に関する事。
3. 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。
4. 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。
5. 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。
6. 災害時における復旧資材の確保に関する事。
7. 災害時における応急工事等に関する事。
8. 災害復旧工事の施工に関する事。
9. 港湾施設、海岸保全施設等の整備に関する事。
10. 港湾施設、海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。
11. 港湾施設、海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。
12. 河川、道路等社会資本の応急復旧に関する事。
13. 大規模自然災害発生時の TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の派遣。
14. 大規模災害発生時のリエゾン（情報連絡員）の派遣。
15. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

■関東運輸局

1. 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する事。
2. 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保に関する事。
3. 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関する事。

■東京航空局

1. 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必要な措置に関する事。
2. 遭難航空機の捜索及び救助に関する事。
3. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。

■関東地方測量部

1. 災害時等における地理空間情報の整備・提供
2. 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
3. 地殻変動の監視

■東京管区気象台（水戸地方気象台）

1. 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関する事。
2. 気象，地象(地震にあつては，発生した断層運動による地震動に限る)，水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に発表し防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による住民への情報等の周知に関する事。
3. 気象庁が発表する緊急地震速報についての周知・広報に関する事。
4. 市町村長が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事。
5. 災害の発生が予想されるときや，災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事。
6. 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動に関する事。

■第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）

1. 情報の収集及び連絡に関する事。
2. 活動体制の確立に関する事。
3. 海難救助及び緊急輸送等に関する事。
4. 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関する事。
5. 海上交通安全の確保に関する事。
6. 警戒区域の設定及び治安の維持に関する事。
7. 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関する事。

第4節 指定公共機関

■日本郵便株式会社

1. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事。
2. 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事。
3. 被災地あて救助用郵便物等の料金免除に関する事。
4. 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事。

■日本銀行（水戸事務所）

1. 通貨の円滑な供給の確保に関する事。
2. 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関する事。
3. 金融機関の業務運営の確保に関する事。
4. 金融機関による金融上の措置の実施に関する事。
5. 上記各業務にかかる広報に関する事。

■日本赤十字社（茨城県支部）

1. 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関する事。
2. 災害時における血液製剤の確保及び供給に関する事。

3. 災害救助の協力，奉仕団の連絡調整に関すること。
4. 義援金品の募集配布に関すること。

■日本放送協会（水戸放送局）

1. 気象予報，警報等の周知徹底に関すること。
2. 災害状況及び災害対策室の設置に関すること。
3. 社会事業等による義援金品の募集，配布に関すること。

■東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事の施行に関すること。

■独立行政法人水資源機構（利根川下流総合管理所，霞ヶ浦用水管理所）

1. ダム，河口堰，湖沼水位調節施設，多目的用水路，専用用水路その他水資源の開発または利用のための施設の新築または改築に関すること。
2. 前号に掲げる施設の操作，維持，修繕その他の管理及び災害復旧工事に関すること。

■国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力

1. 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
2. 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
3. 原子力防災に必要な教育・訓練

■日本原子力発電株式会社（東海発電所）

1. 放射線災害の防止及び応急対策等に関すること。

■東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）

1. 鉄道施設等の整備，保全に関すること。
2. 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。

■東日本電信電話株式会社（茨城支店）

1. 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2. 災害時における緊急電話の取扱いに関すること。
3. 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

■東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）

1. ガス施設の安全，保全に関すること。
2. 災害時におけるガスの供給に関すること。

3. ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

■日本通運株式会社，佐川急便株式会社，ヤマト運輸株式会社，西濃運輸株式会社

1. 救助物資の輸送の協力に関すること。

■東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社），株式会社 J E R A

1. 災害時における電力供給に関すること。
2. 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。

■K D D I 株式会社

1. 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

■株式会社 N T T ドコモ（茨城支店）

1. 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

■ソフトバンク株式会社

1. 電気通信施設の整備及び点検に関すること。
2. 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関すること。

第5節 指定地方公共機関

■茨城県土地改良事業団体連合会

1. 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。

■社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

1. 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。
2. 生活福祉資金の貸付に関すること。

■医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会，公益社団法人茨城県歯科医師会，公益社団法人茨城県薬剤師会，公益社団法人茨城県看護協会）

1. 災害時における応急医療活動に関すること。

■水防管理団体

1. 水防施設資材の整備に関すること。
2. 水防計画の樹立と水防訓練に関すること。
3. 水防活動に関すること。

■運輸機関（茨城交通株式会社，関東鉄道株式会社，鹿島臨海鉄道株式会社，一般社団法人茨城県トラック協会，首都圏新都市鉄道株式会社，ジェイアールバス関東株式会社，一般社団法人

人茨城県バス協会)

1. 災害時における避難者、救助物資その他の輸送の協力に関すること。

■ガス事業者（東部ガス株式会社，東日本ガス株式会社）

1. ガス施設の安全，保全に関すること。
2. 災害時におけるガスの供給に関すること。
3. ガス供給施設の応急対策と災害復旧に関すること。

■一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

1. 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関すること。
2. 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関すること。
3. 高圧ガスの供給に関すること。
4. 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関すること。

■報道機関（株式会社茨城新聞社，株式会社茨城放送）

1. 市民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関すること。
2. 市民に対する災害応急対策等の周知に関すること。
3. 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関すること。

第6節 自衛隊

1. 防災関係資料の基礎調査に関すること。
2. 災害派遣計画の作成に関すること。
3. 茨城県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施に関すること。
4. 人命または財産の保護のため緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧に関すること。
5. 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関すること。

第7節 鹿行広域事務組合消防本部（潮来消防署）

1. 災害時の情報，予報，警報の伝達に関すること。
2. 家屋施設の火災等災害予防に関すること。
3. 被災者の救出救助及び避難に関すること。
4. 救出活動に支障となる工作物の除去及び消火，その他防災業務に係る災害調査に関すること。
5. 消防に関すること。

第8節 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

■農業協同組合，森林組合，漁業協同組合，商工会議所，商工会等の産業経済団体

1. 被害調査に関すること。
2. 物資，資材等の供給確保及び物価安定に関すること。

3. 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事。

■一般診療所・病院

1. 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。
2. 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。

■一般運輸事業者

1. 災害時における緊急輸送の確保に関する事。

■危険物関係施設の管理者

1. 災害時における危険物の保安措置に関する事。

第9節 その他関係機関

■潮来市商工会

1. 被害調査に関する事。
2. 物資、資材等の供給確保及び物価安定に関する事。
3. 融資希望者のとりまとめ、あっせん等に関する事。

■なめがたしおさい農業協同組合

1. 肥料、薬剤、種苗等の供給に関する事。
2. 農業技術指導に関する事。
3. 被災農業者の融資に関する事。
4. 被害調査に関する事。
5. 災害時における飼料の供給に関する事。

■土地改良区等

1. 農地及び農業施設等の応急復旧、及びこれらの施設の保全に関する事。
2. たん水の防排除施設の整備と災害復旧に関する事。

■水郷医師会、一般診療所・病院

1. 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事。
2. 災害時における負傷者等の医療救護に関する事。

■一般運輸事業者

1. 災害時における緊急輸送の確保に関する事。
2. 危険物関係施設の管理者
3. 災害時における危険物の保安措置に関する事。

■危険物関係施設の管理者

1. 災害時における危険物の保安措置に関する事。

■潮来市建設業組合

1. 災害時における応急復旧工事に関する事。
2. 災害時における建設機械等の協力に関する事。

■潮来市指定管工事組合

1. 災害時における上下水道管の応急復旧工事に関する事。
2. 災害時における建設機械等の協力に関する事。